

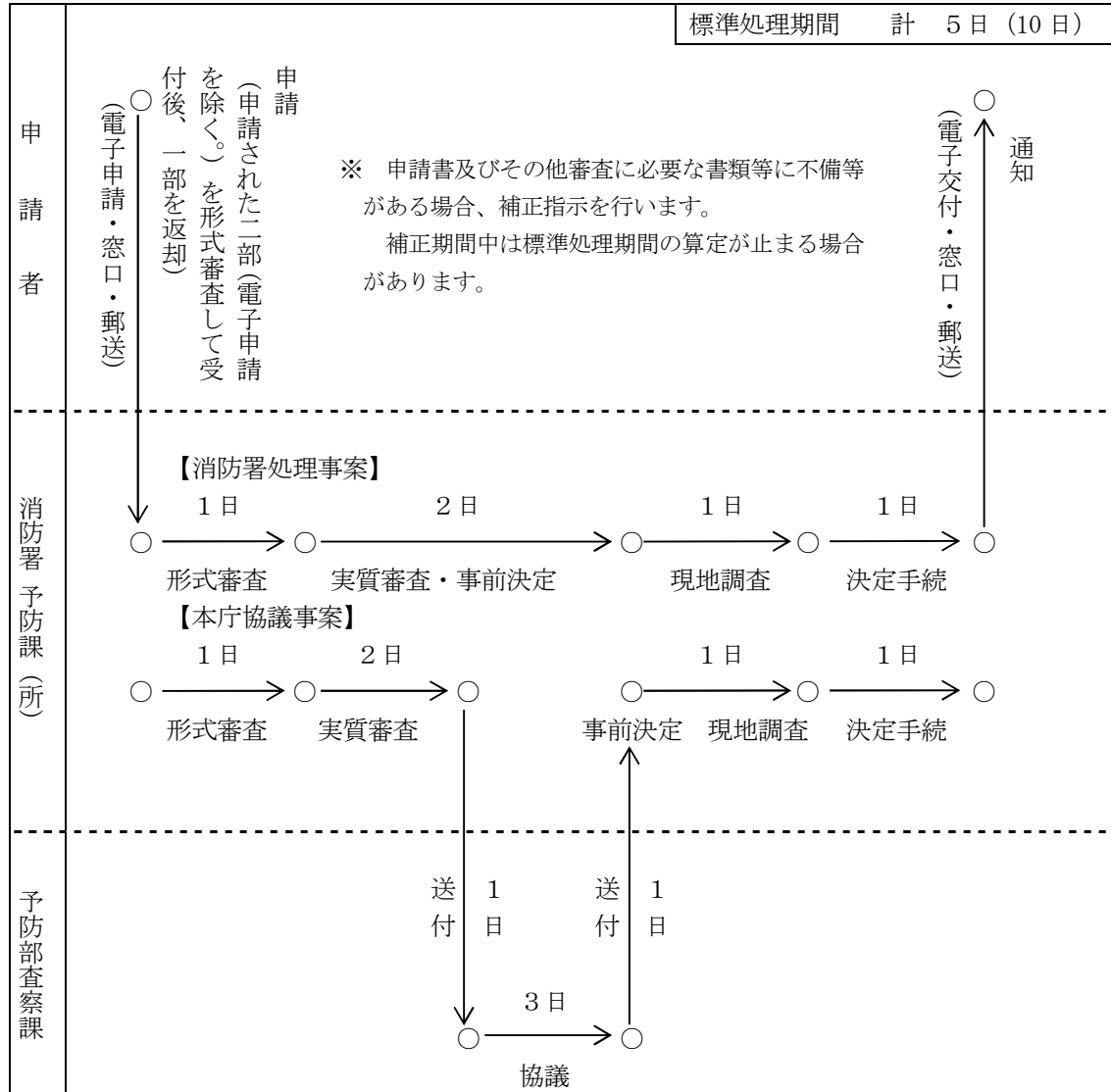
事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁予防部査察課査察技術係 電話 3212-2111

事務名 条例第23条解除承認事務

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	申請書の記載事項に不備がないか、添付書類がそろっているかを審査します。
2	実質審査	申請内容について書類審査により、解除基準(火災予防条例第23条第1項ただし書に規定する消防総監が定める基準)に適合しているかどうか審査します。
3	送付	審査が終了した申請書を部長協議のため、予防部査察課へ送付します。
4	協議	送付された申請書に基づき、解除承認の諾否について予防部長と協議します。
5	送付	協議が終了した申請書を消防署予防課(所)へ送付します。
6	事前決定	現地調査において、申請内容と相違がない事を確認することを条件に、予防課長等が事前に決定します。
7	現地調査	実質審査を踏まえ、現地調査を実施します。
8	決定手続	承認の諾否について、予防課長等が決定します。
9	通知	申請者に通知します。 解除承認する場合は、解除承認証も添付します。